

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

39号

発行 2013年11月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

### 飛行差し止めの実現を目指す署名活動！

### 原告の強い思いを裁判官に示そう！

原告の皆さん、私たちが開ってきた裁判は、いよいよ明日4月頃に横浜地裁の判決が出される見通しになりました。

私たちは、この判決をただ黙って見守るのではなく、「平和で静かな空を！」と願う原告の強い思いを裁判官に示すため、5万人を目標に署名活動を行うことにしました。（署名用紙は別紙同封）

今度の裁判で私たちは弁護団を通じ「違法状態の爆音を放置している国の責任を質し、爆音の抜本的解決を図るために飛行差し止めを命ぜる判決を示す以外にない」と訴え続けてきましたが、判決を前にこのことをもう一度裁判官に伝えるための署名です。署名は、多くの支援団体の協力を得て全国規模で行いますが、当事者である私たち第四次訴訟原告が自分たちの問題として、意地を見せて頑張らなくてはならないと思います。

皆さんの積極的なご協力を訴えます。



今度の裁判では原告は裁判所に「飛行差し止め」と「損害賠償」の二つの請求を出し闘争いますが、判決を前にこの問題について、状況を見てみたいと思います

#### <飛行差し止め請求の趣旨>

- (1) 厚木基地周辺に居住する住民は同基地によって生じる著しい生活破壊・精神的・身体的被害を被っており人格権も侵害されている。その被害の重大性からすれば損害の賠償だけ受忍を強いることは著しく正義に反する。
  - (2) よって被告（国）は毎日午後8時から翌日午前8時までの間一切の航空機の離発着及びエンジンの作動を禁止せよ。
  - (3) 並びにその余の時間帯においても70ホンを超える航空機騒音の禁止を請求する。
- この論点に立って、口頭弁論で激しく論争してきました。  
どんな判決になるのか、私たちにとっても、また全国の爆音訴訟にとても、最大の関心事になっています。

#### <過去の経緯>

過去の厚木の判決では、自衛隊機に関しては「防衛省は騒音等による周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運行を規制し統括すべきだ」と言ながら「このような権限は、公権力の行使であるから差し止め請求は却下する」とし、米軍機に対しては「騒音を発生させるのは米軍であって被告ではない、条約ないし国内法で特段の定めがない限り被告は米軍の活動を規制しない」といずれも訳の分からぬ理由で却下されています。

この「飛行差し止め請求」は全国の裁判でも、同じようにまともな審理もせずことごとく避けられているのが現状です。

#### <飛行差し止めの社会的な意義>

第四次訴訟は、司法のこのような腰の判決を打ち破り「国に飛行差し止め」を命じる判決を出させる事ができるかどうかが、最大の課題になっています。

このため民事訴訟・行政訴訟の両面から挟み撃ちのようにして、司法を攻め立て曖昧な形で言い逃れさせない体制で追及してきました。

もし、差し止め請求が実現すれば、その成果は爆音被害を受けている、240万余の周辺住民全體に及ぶ、社会的にも大きな意義を持つ判決となるでしょう。

何としてもこの「飛行差し止め請求」を勝ち取りたいものだと思います。

#### <損害賠償請求の趣旨>

##### <請求内容>

- (1) 航空機の爆音の禁止が実現されるまで、提訴日から1か月につき2万円の割合による損害賠償の支払いを求める。
- (2) なお、原告らは、長期にわたり爆音の被害に苦しめられてきた。よつて過去分の損害賠償として提訴前3年分を請求する。

##### <過去の判決>

損害賠償に対する過去の判決は、

- (1) 月額2万円の請求に対しては、被害地域を4段階に分け、月額12,000～3000円に区分して支払われた。
- (2) 過去分請求の3か年は認められた。
- (3) しかし「爆音の禁止が実現されるまで」とする将来請求は棄却され、結審日までとされた。(つまり提訴日前3年から結審日までが損害賠償の対象)

##### <原告側の主張>

- (1) 賠償額で原告が指摘してきたのは、3000円保障の地域で見れば、1日100円であり、ペットボトルの飲み物すら買えない額だ、この10数年間の物価変動も全く考慮されてない。最低でも原告が請求する1ヶ月2万円が容認されるべき。
- (2) 将来請求は、これを認めなければ、何度も裁判を繰り返すことになり、裁判所も国も著しい不経済をつづけることになる。英断をもって将来請求を容認すべきである。

上記二つの課題に、国側は昼間騒音控除論とか、受忍限度内とか、危険への接近とか、さまざまな理屈をつけ、損害賠償額を減額させようと躍起になっていますが、司法がこれらにどう応えるのかが、焦点になっています。



# 厚木基地の違法爆音を止めるために

第四次厚木爆音訴訟勝利に向けた署名にご協力を！

## 厚木爆音訴訟飛行差し止めを求める署名

厚木基地周辺住民は、50年余にわたり、米軍機・自衛隊機による強烈な騒音により生活環境や精神的苦痛に苦しめられ続けてきました。この開拓地周辺住民は、三次の裁判に訴え、いすれも「厚木基地の騒音は、飛行限度を超える騒音状態である」とする判決を得てきました。とりわけ2002年10月の、第三次訴訟敗訴では、「我が厚木基地の騒音状況における本訴をあげて真摯な対応を取っているようにはうかがえない」として、国の責任を厳しく指摘しています。しかし、その後も騒音は激しくなるばかりです。

第四次訴訟訴えも厚木基地では、米軍機や自衛隊機の機種変更を行いました。基地の操縦員は、時と換わる上に、エンジン出力がアップした新型機による爆音で被害はさらにもたらされています。また、厚木基地の艦載機部隊の機種変更は先送りになり、噪音騒音の見通しは期待できない状況になっています。これから先いつまで、基地内の住民は騒音な音害被害に晒されなければならないかもしれません。

私たち第四次訴訟でも求めているのは、「平和で静かな生活がしたい」との願いと、同じ場所にある日本の他の基地の人々の苦しみの軽減に応える司法の判断であり、国民の安全・人の権利が守られる憲法の理念が生きる司法です。

そのため海防基地を放置してきた国に対し、「飛行差し止め」を命じられ、司法の権限をとり戻されるよう強く要請いたします。

第四次厚木爆音訴訟団  
全国基地騒音訴訟原告団連絡会議

横浜地方裁判所  
第一民事合議庭民事部中

氏名	住所
連絡先 第四次厚木爆音訴訟団事務所 大和市に森3-5-3 電話 046-200-5565	

上記は署名用紙の見本です



## 原告団活動日誌

原告団ニュース38号発行以降

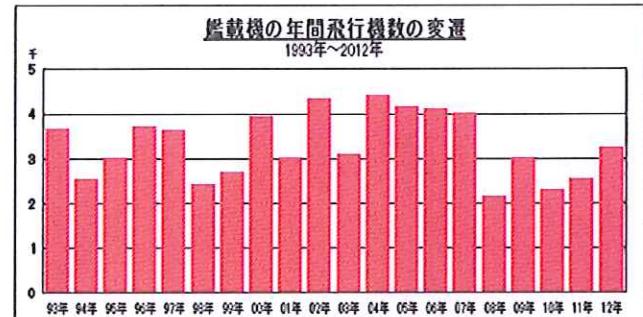
10月2日	事務局打ち合わせ
10月3日	平和フォーラム「オスプレイ対策委員会」参加
10月4日	弁護士打ち合わせ(事務局)
10月7日	南関東防衛局 抗議要請行動(P-1事故後飛行再開報道について) 第四次訴訟から5名参加
10月10・11日	(空母ジョージワシントン 韓国沖合での日米韓合同海上訓練に参加)
10月14日	岩国訴訟狂人尋問打ち合わせ(岩国弁護団、原告代表)
10月15日	第44回巡回撮影(裁判所)／全国連絡会議 総会打ち合わせ
10月17日	(故齊藤事務局長「お別れの会」有志50名)
10月18日	座間支部ブロック長会議
10月21日	弁護団へ資料送付(承認手続き226名分)
10月22日	全国連絡会議 中間会計監査
10月23日	(自衛隊ジェット墜落P-1 事故後 厚木基地で飛行再開)
10月25日	第16回役員会
10月28日	全国連絡会議代表者会議・事務局会議／平和フォーラム「オスプレイ対策委員会」参加
10月29日	平和運動センター幹事会 参加
11月3~5日	錢意大会(沖縄県)参加
11月13日	県央共賀幹事会 参加

騒音の  
激しさは  
変わらず

2006年7月に第三次厚木爆音訴訟の高裁判決で、厚木基地の航空機騒音が「違法な爆音」であるという判断が下されました。しかし、その後も、厚木基地に静かな空は帰ってきていません。

以下のグラフは、1993年から2012年までの空母艦載機の飛行数を示したもので

08年からいったん減少したものの、また増加する傾向があります。昨年の5月には空母の出港に伴う離発着訓練が強行されました。そのときは一日に200回以上の飛行訓練が三日間連続するというすさまじさで視察に訪れた神奈川県知事も「身の毛もよだつ」騒音という表現をしていました。(下記の表には自衛隊機は含まれておりません)



事故の  
不安と懼怖

軍用機の事故率は民間機に比べてきわめて高いことがわかっています。

1977年9月に厚木基地を離陸したRF4ファントムIIが、横浜市緑区の旧宅地に墜落し、3名を死亡させたことは容易に忘ることはできません。(上)



爆音訴訟を始めてから35年以上が経過しました。これまでに7度にわたって「違法爆音」の判決が出されています。しかし、国は、司法の判断を無視し、爆音を放置してきています。

私たちは、今回、行政訴訟と民事訴訟の両面から、「飛行の差し止め」を求めています。

## 滑走路は自衛隊が管理

厚木基地の滑走路は、自衛隊が管理しています。つまり、米軍機も自衛隊機と同様に、防衛大臣の許可がなければ飛ぶことができません。現に、国会答弁では、「米軍機が滑走路を出入りする都度、防衛大臣が許可を与える。」という政府回答が残っています。

大阪空港訴訟控訴審で、飛行差し止め判決が出されたあと、国の環境政策は大きく変更され、市民の安全が守られることになりました。厚木基地周辺240万市民の、平和で安心できる生活のために、今こそ、飛行差し止め判決が必要なのです。



## 全国基地騒音訴訟連絡会議・総会

日 時：11月23日（土）16時～24日（日）13時  
場 所：石川県・小松市長崎町（ホテル小松エアポート）  
内 容：第3回総会と講演会（厚木から10名参加予定）  
幹 事：小松基地騒音訴訟団

## 「2014年新春の集い」開催について

と き： 1月19日（日）13時30分～  
と こ ろ： 大和市生涯学習センター207号室  
会 費： 一人1000円  
お し め し り ふ み 抽選会があります。  
申込方法は別途ご案内致します

